

沖縄県雇用継続助成金支給要綱

(通則)

第1条 沖縄県雇用継続助成金（以下「助成金」という。）の支給については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする場合に、当該休業に係る休業手当の一部を助成することにより、雇用の継続と事業活動の安定を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に所在する事業所の事業主であること
- (2) 沖縄労働局において、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）又は職発0310号第2号による緊急雇用安定助成金（以下「緊急雇用安定助成金」という。）の支給決定（雇用調整助成金支給要領又は緊急雇用安定助成金支給要領に規定する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例に限る。）を受けた事業主であること

(助成金の額)

第4条 助成金の金額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の助成率が10分の10である場合は、助成金の支給対象としないものとする。

(助成金の支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、沖縄県雇用継続助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金に係る国への提出書類の写し
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申請者に対し、相当な期間を定めて補正を求めることができる。

(実績報告)

第6条 本助成金における実績報告は、第5条に定める沖縄県雇用継続助成金支給申請書(様式第1号)をもって代えるものとする。

(支給の決定)

第7条 知事は、第5条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、沖縄県雇用継続助成金支給決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に助成金の額を通知するとともに、助成金を支給する。

(助成金の額の確定等)

第8条 助成額の確定は、第7条をもって代えるものとし、確定通知は、同条に定める沖縄県雇用継続助成金支給決定通知書(様式第2号)をもって代えるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の支給決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、この要綱に規定する助成金の支給要件を欠くこととなった場合は、沖縄県雇用継続助成金事業助成金支給申請取下書(様式第3号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) この要綱に規定する助成金の支給要件を欠くこととなった場合(助成事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く)

(3) 不正の手段により助成金の支給決定を受けた場合

(4) その他本要綱に反する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が支給されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 2 月 2 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした助成金については、同日後もなおその効力を有する。